

議案第 2 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成28年 7 月21日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

沖縄県立沖縄高等特別支援学校は平成3年度に「普通科」として創立されている。本校は、平成22年度には県立中部農林高等学校、県立南風原高等学校に分教室を、平成26年度には県立陽明高等学校に分教室を設置し、障害のある生徒も無い生徒も共に学ぶ共生社会の推進と、社会参加と職業自立にむけた進路指導の充実に努めてきた。今後は近年の多様な雇用ニーズに対応するための特色ある学校として普通科から「専門教育を主とする学科」として、就労技術科に改編し、専門的職業教育の充実に努めていく。また、学科改編に伴い、沖縄県立特別支援学校の通学区域の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たな予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 （略）

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立沖縄高等特別支援学校の項中「普通科」を「就労技術科」に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1 全県学区の部沖縄高等特別支援学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 沖縄県立沖縄高等特別支援学校の普通科は、第1条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第1の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、なお存続するものとする。

3 前項の規定により、なお存続するものとされる沖縄県立沖縄高等特別支援学校の普通科の通学区域に関しては、第2条の規定による改正前の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則別表第1の規定は、なおその効力を有する。

規則案の概要説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立沖縄高等特別支援学校は平成3年度に「普通科」として創立されている。本校は、平成22年度には県立中部農林高等学校、県立南風原高等学校に分教室を、平成26年度には県立陽明高等学校に分教室を設置し、障害のある生徒も無い生徒も共に学ぶ共生社会の推進と、社会参加と職業自立にむけた進路指導の充実に努めてきた。今後は近年の多様な雇用ニーズに対応するための特色ある学校として、普通科から「専門教育を主とする学科」として、就労技術科に改編し、専門的職業教育の充実に努めていく。また、学科改編に伴い、沖縄県立特別支援学校の通学区域の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立沖縄高等特別支援学校の「普通科」を「就労技術科」に改める。
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) この規則は、平成29年4月1日から施行する。〈附則〉

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

5 添付資料

新旧対照表

新旧対照表（第2条関係）

○沖繩県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日 沖繩県教育委員会規則第3号）

新

旧

(学区)

第2条 (略)

別表第1 (第2条関係)

学区名	特別支援学校名	区域
	沖繩ろう学校 (略)	
	(削る)	
	鏡が丘特別支援学校 (略)	(略)

(学区)

第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。

別表第1 (第2条関係)

学区名	特別支援学校名	区域
	沖繩ろう学校 (略)	
	沖繩高等特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今中部農林高等学校分教室に帰仁村、本部町（本部町立水あつては、国頭地区及び中頭納中学校区域を除く。）、名地区（西原町を除く。）に限護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立陽明高等学校分教室にあつ津堅中学校区域を除く。）、ては、那覇地区及び島尻地区読谷村、嘉手納町、沖繩市、並びに宜野湾市及び西原町北谷町、北中城村、宜野湾市、に限る。中城村、西原町、浦添市、那南風原高等学校分教室にあ覇市、南城市（南城市立久高つては、那覇地区及び島尻地中学校区域を除く。）、与那区並びに西原町に限る。原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市
	鏡が丘特別支援学校 (略)	(略)

参考